

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部
を改正する法律案

説明資料

令和2年3月

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策法案準備室

本法案の概要

1. 法案の趣旨

- 現在、新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者集団、いわゆる「患者クラスター」の発生が把握されている。
- 感染の流行を早期に終息させるためには、患者クラスターが次の患者クラスターを生み出すことを阻止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国内感染の広がりへの恐れがある中では、個々の感染者等を特定することを前提として措置すること（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく措置）のみならず、国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型インフルエンザ特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）を改正し、新型コロナウイルス感染症を法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施することができるようにする。

2. 本法案の法形式について

- 本法案の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、法の原始附則に新型コロナウイルス感染症を法に規定する新型インフルエンザ等とみなす旨の規定を設けるとともに、その場合における必要な法の規定の読替えを規定する。これにより、新型インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症について法に規定する措置を講ずることを可能とする。
- 法の原始附則に規定する理由は、
 - ・新型コロナウイルス感染症（※）は、新しい感染症の一種であり、全容は判明しておらず、現状を考えると、今後国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれもある可能性が高いため、速やかな対応するため、同法に基づく措置が必要ではある一方で
 - ・2003年に発生したSARSなどの前例を踏まえると、患者数、感染の程度等を考慮すると、一般的に2年程度で病状の程度がはっきりすることが多く、その後の法律措置を含めた施策の検討については、その病状の程度等により、
 - ①多くの国民が抗体を獲得するなどにより風邪等の一般的な感染症と同様の扱いになる。
 - ②引き続き新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用が必要となる
 - ③感染症法に基づく措置のみに移行するなど様々な場合が考えられる。

以上を踏まえると、新型コロナウイルス感染症についてその全容が明確でない現段階で法本則を改正し、いわば恒久的な措置とするのではなく、新型コロナウイルス感染症の病状の程度等その全容が明確になると考えられる2年以内の暫定措置とすることが適当であることによる。

※ 新型コロナウイルス感染症については、コロナウイルスの一種であることは判明しており病原体特定できているため、現在感染症法に規定する新感染症には該当せず、感染法に基づく措置ではなく、法に基づく措置により手当てする必要がある。

2. 改正内容

(1) 「新型コロナウイルス感染症」の「新型インフルエンザ等」へのみなし（法附則第1条の2第1項）

- 本法案の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、「新型コロナウイルス感染症」を法に規定する「新型インフルエンザ等」とみなし、法の規定を適用することにより、新型コロナウイルス感染症についても法に基づく措置を講ずることを可能とする。この場合に必要な法の規定の読替え等を規定する。

(2) 政府行動計画等に関する「新型コロナウイルス感染症」を「新型インフルエンザ等」へのみなしの追加

- 国及び都道府県等が作成する政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画（以下「行動計画等」という。）については、行動計画等における新型インフルエンザ等に関して定めた事項は、新型コロナウイルス感染症に関して定めた事項であるものとみなす旨を規定する。

3. 施行期日

- 公布の日の翌日

※その考え方は、P5参照

本法案の施行日の考え方について

1. 罰則を課す法令の施行時期について

- 新型コロナウイルス感染症の状況をかんがみると本法案は速やかな施行が必要である一方、罰則を課す法令については、国民に対する周知期間を確保する必要があるため、一般的には公布日から 10 日後以降に施行することが原則である。このことを踏まえると、法第 76 条から第 78 条までの罰則規定についてのみは国民への周知期間を確保する観点から公布の日から 10 日後の施行とすることも考えられる。
- しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症において、国民の間で物資の買い占めが起きている状況を考えると、法第 55 条に関する罰則規定などについては各所から速やかな施行を求めることも予想される。このため、次の 2 の考え方により、法第 76 条から第 78 条までの罰則規定についても公布の翌日に施行することも考えられる。

2. 公布日の翌日に施行することの考え方について

- 今回の新型コロナウイルス感染症については、法の公布前から、令和 2 年 2 月 25 日に内閣総理大臣を含めた全閣僚からなる新型コロナウイルス感染症対策本部において新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が公表されている。
- また、令和 2 年 2 月 29 日において総理自ら記者会見を行い、新型コロナウイルス感染症については「既に政府として基本方針をお示ししているところでありますが、あらゆる可能性を想定し、国民生活への影響を最小とするために、立法措置を早急に進めてまいります。今後とも国民の健康と安全を守ることを何よりも最優先に、必要な措置は躊躇なく実施する考えであります。」と発言するなど、国民にはすでに広く新型コロナウイルス感染症についての危機感は共有されるとともに同発言中にあるように立法措置についても共有されている。
- このように公布の 2 週間以上前から国民に広く危機感が共有され、かつ国民の多くが立法措置を想定している中では、罰則や国民等に義務を課すようなものについて当該法律の公布の翌日に施行してもやむを得ないと考えられる。
- 一方で法第 76 条から第 78 条までの罰則規定については民間が主に対象となると考えられるため、慎重な検討は必要ではあるが、以下の考え方から問題はないと考えられることから、公布の翌日施行とすることとしたい。

- ①法第 55 条に基づく物資の受渡しの要請等については、命令に従わない場合法第 76 条の罰則の適用となるが、罰則適用前には法第 55 条の規定による命令が前置されており、直接罰則が適用されることはないため、公布日翌日施行でも問題はないと考えられる。
- ②法第 72 条に基づく立入検査についても、拒んだ場合は法第 77 条の罰則の対象となるが、当該罰則適用は、法第 72 条第 3 項に規定する事前の通知等の手続きを経て行うものであり、直接罰則が適用されることはないため、公布日翌日施行でも問題はないと考えられる。

新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザや新感染症 と同等に位置づけることについて

- 新型インフルエンザ等は、感染症法において「新型インフルエンザ等感染症」という特別の分類を設けられている。新型インフルエンザは、毎年冬に流行している季節性インフルエンザとは異なり、新たに人から人に感染する能力を獲得したウイルスであって、人類が免疫を持っていないことから、病原性が高いおそれがあると考えられている。さらに、インフルエンザウイルスの特性である高い感染力により全国的に急速に蔓延するおそれがあることから、国民生活及び国民経済の安定確保等を図る必要があり、これらを踏まえ、「新型インフルエンザ等」は特措法の対象となっている。
- また、新感染症についても、同様の観点から、「全国的かつ急速な蔓延のおそれがあるもの」が、法の対象となっている。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症については、感染力等について不明な点が多いものの、一定の環境下では咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクが指摘されており、現に、日本も含めた中国以外の国々において新規患者の増加が確認されている。また、重症度についても「致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い」（新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定））とされている。
- 以上を踏まえると、新型インフルエンザ等と同等と位置付けることができる。